2　統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第二十五条第一項第八号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長若しくは指定独立行政法人等の同意を得たとき又は第二十七条第一項第一号の場合において当該統計成果物を用いて行った研究の終了後に当該統計成果物が公表（法第三十四条第三項の規定により行う公表を除く。）されたときは、この限りでない。

［削る］

［削る］

［削る］

2　統計成果物の提供を受けた委託申出者は、当該統計成果物を第十一条第一項第七号の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、当該統計成果物の提供を行った行政機関の長若しくは届出独立行政法人等の同意を得たとき又は当該統計成果物を用いて行った研究の終了後に当該統計成果物が公表されたときは、この限りでない。

3　統計成果物の提供を受けた委託申出者は、死亡その他やむを得ない理由がある場合を除き、当該統計成果物を用いて行った研究の成果若しくは統計成果物及びこれを利用してから研究の成果を得るまでの過程の概要又は教育内容を公表するものとする。

（利用実績報告書の公表）

第十四条　行政機関の長又は届出独立行政法人等は、前条第一項の規定に基づき提出された利用実績報告書の全部又は一部をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。

（匿名データの提供を行うことができる場合）

第十五条　法第三十六条の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　学術研究の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ　匿名データを統計の作成等にのみ用いること。

ロ　匿名データを学術研究の用に供することを直接の目的とすること。

ハ　匿名データを用いて行った学術研究の成果が公表されること。

ニ　匿名データを適正に管理するために必要な措置が講じられていること。

二　高等教育の発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ　前号イ及びニに掲げる要件に該当すること。

ロ　匿名データを学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校における教育の用に供することを直接の目的とすること。

ハ　匿名データを用いて行った教育内容が公表されること。

三　国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる場合であって、次に掲げる要件のすべてに該当すると認められる場合

イ　匿名データを国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみ用いること。

ロ　提供依頼申出者（法第三十六条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者をいう。以下この号及び第十六条から第十八条までにおいて同じ。）が、我が国が加盟している国際機関であること又は次に掲げる要件のすべてに該当する者であること。

(1)　イに規定する統計の作成等は、国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）を目的とするものであること。

(2)　二以上の外国政府等からイに規定する統計の作成等に必要な調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の提供を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められ、かつ、公的機関若しくは一以上の外国政府等から職員の派遣、資金の提供若しくは建物その他の施設の提供等の支援を受けているか又は受ける見込みが確実であると認められること。